

(厚労省医療裁判外紛争解決 (ADR) 機関連絡調整会議資料)

平成 22 年 3 月 26 日

愛知県弁護士会紛争解決センターにおける医療 ADR

愛知県弁護士会紛争解決センター運営特別委員会

副委員長 弁護士 増 田 卓 司

1 愛知県弁護士会紛争解決センターの概要

(1) 設置

平成 9 年 4 月 本会に「あっせん・仲裁センター」設置

平成 11 年 4 月 西三河支部に「あっせん・仲裁センター」設置

平成 20 年 6 月 ADR 法第 5 条に基づく法務大臣の認証取得
「紛争解決センター」に改称

(2) 概要

ア 取扱事件：民事紛争全て

医療事件も対象→この部分が「医療 ADR」

イ 申立件数：平成 19 年－308 件（本会：273 件、西三河：35 件）

平成 20 年－316 件（本会：282 件、西三河：34 件）

平成 21 年－292 件（本会：258 件、西三河：34 件）

ウ 管 轄：制限なし

エ 手 続：①和解のあっせん、②仲裁

当事者一方からの申立→相手方の応諾により開始

※ 相談前置はとっていない

オ 費 用：申立手数料：1 万 5 0 0 円

期日手数料：なし

成立手数料：解決額に応じて（原則：当事者折半）

ex 100万円：6.4万円、500万円：17.6万円

カ あっせん・仲裁人候補者（本会、西三河支部）

弁護士：153名、カウンセラー：3名、建築士：29名

不動産鑑定士：8名、土地家屋調査士：2名、国際商事：1名

キ 専門委員：医師：3名、歯科医師：2名

ク 運営：運営特別委員会、ADR調査室

2 医療事件について

(1) あっせん・仲裁人

原則：弁護士1名選任（通常は、医療事件の代理人経験のない弁護士）

例外：事案に応じて3名まで選任

※ 平成21年8月、東京三会方式（医療側代理人経験のある弁護士、患者側代理人経験のある弁護士、経験のない弁護士の3名体制）による審理制度を導入。

医療側・患者側の代理人経験のある弁護士のあっせん・仲裁人候補者は各8名。

現時点では東京三会方式の実施例なし。

(2) 医師の専門委員制度

趣旨：あっせん・仲裁人の医療知識を補充

候補者：消化器外科1名、整形外科1名、産婦人科1名、歯科2名

候補者の選任は大学病院の推薦による

(3) 実績

本会の過去3年間の実績は別紙のとおり

(4) 実例（過去3年間）

- ア 子宮頸癌見落としによる子宮全摘例
 - 虫垂炎見落としによる死亡例
 - 脳梗塞見落とし例
 - 硬膜外ブロック注射による神経損傷例
 - お産事故（分娩監視不十分）による脳性麻痺後死亡例
 - 投薬指示ミスによる症状悪化例
 - 病院内転倒
 - 説明のないままの人工肛門設置例
 - 急変（危篤）時に病院から連絡がないまま死亡した例
- イ 抜歯後の三叉神経痛残存例
 - 抜歯時の舌神経損傷例
 - 抜歯後の骨髄炎例
 - 虫歯治療後の咬合不全例
- ウ 美容整形外科手術前の説明不足に関する例
 - 脂肪吸引術後のめまいなどに関する例
- エ 鍼灸院の治療後のしびれ・痛みの残存例
 - 整体院での施術後の体調不良例

（5）特徴

- ア 有責事案における賠償額確定だけでなく有責性に争いが有る事案についても解決
- イ 説明会の代替として利用
- ウ 医療事件に習熟した代理人の選任率が高い
- エ 医療側の応諾率が高い
- オ あっせん・仲裁人の医療知識の補充・・医師専門委員の活用

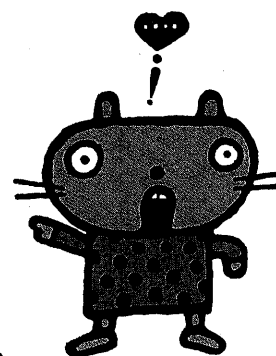
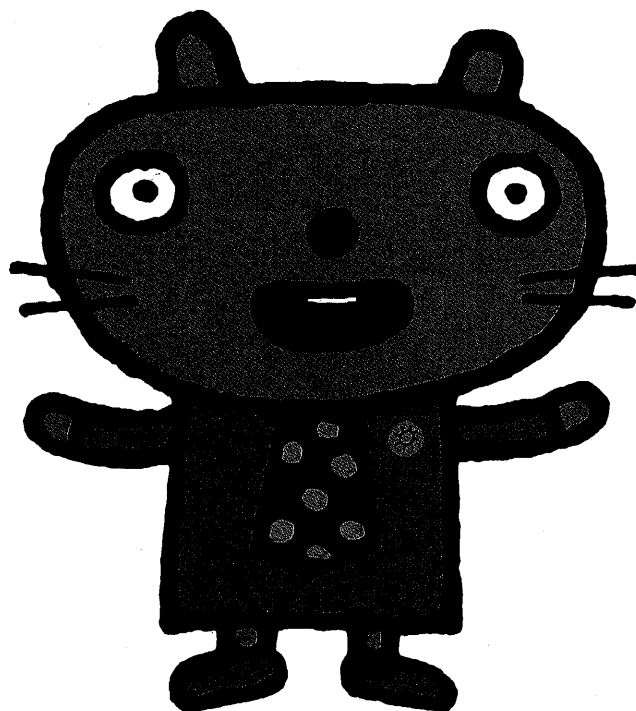
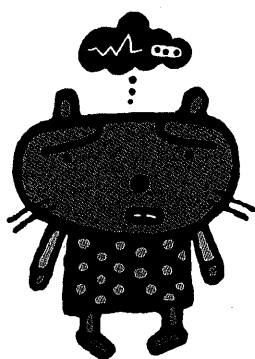
以上

愛知県紛争解決センター（医療ADR） 過去3年の実績

		平成19年		平成20年		平成21年		合 計	
申立件数		24件		37件		40件		101件	
代 理 人 選 任	申立人	13件	54.2%	19件	51.4%	28件	70.0 %	60件	59.4 %
	相手方	20件	83.3%	31件	83.8%	32件	80.0%	83件	82.2 %
	双 方	10件	41.7%	18件	48.6%	22件	55.0%	50件	49.5 %
弁 護 士 仲 裁 人 数		1 人：22件 2 人：2 件		1 人：37件		1 人：40件		1人：99件 2 人：2 件	
医 師 専 門 委 員 数		1 人：1 件		1 人：1 件		1 人：3 件		延べ：5 人	
応 諾		20件	83.3%	33件	89.2%	30件	93.4 % (回答32件中)	83件	89.2% (回答93件中)
終 結 結 果	和 解	12件	50.0 %	15件	40.5%	10件	25.0%	37件	36.6%
	取 下 げ	6 件	25.0%	5 件	13.5%	1 件	2.5%	12件	11.9%
	終 了 宣 言	5 件	20.8%	10件	27.0%	10件	25.0%	25件	24.8%
	継 続	1 件	4.2%	7 件	18.9%	19件	47.5 % (内回答待 8 件)	27件	26.7% (内回答待 8 件)

(和解により終結した事件について)				
第1回期日から終結までの日数	最短：48日 最長：257日 平均：107.8日	最短：1日 最長：204日 平均：81.9日	最短：1日 最長：197日 平均：92.3日	最短：1日 最長：257日 平均：93.1日
審理回数	最低：2回 最高：6回 平均：4.1回	最低：1回 最高：5回 平均：3.1回	最低：1回 最高：6回 平均：3.4回	最低：1回 最高：6回 平均：3.5回
解決額	最低：10万円 最高：3700万円 平均：600万円	最低：3万円 最高：500万円 平均：147万円	最低：3万円 最高：2250万円 平均：435万円	最低：3万円 最高：3700万円 平均：371万円

弁護士会の紛争解決 紛争解決センター



え 五味太郎さん

愛知県弁護士会



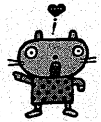
かいけつサポート

認証紛争解決サービス

▶ 弁護士会「あっせん・仲裁センター」は、ADR法(裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律)に基づく法務大臣の認証を取得したことにより、「紛争解決センター」に名称が変わりました。



紛争解決センターって、なに？



Q1 どんなときに利用できますか？

- ▶ 事案の種類や金額の多少は問いません。
- ▶ 金銭のトラブル、お隣近所のもめごと、建築紛争、医療に関する紛争、職場でのトラブル、離婚や相続、事故や不法行為による損害賠償など、さまざまな日常のトラブルの解決に幅広く利用できます。

Q2 どんなことをしてくれるのでしょうか？

- ▶ ベテラン弁護士や専門家（建築士・医師など）のあっせん・仲裁人が、公平・中立の立場で、あなたと相手方の双方の言い分をよく聞いたうえで、話し合いによる紛争の解決（和解）をあっせんします。
- ▶ また、双方が合意書を交わして、あっせん・仲裁人に判断を委ねることもできます。あっせん・仲裁人は双方の言い分と証拠をよく調べて結論を出します（仲裁判断）。

Q3 とれくらい時間がかかるのでしょうか？

- ▶ 早期で円満な解決を目指します。おおよそ3か月間程度で解決するよう、関係者の皆さんが努力します。そのため、1回ごとに十分な時間をとって話し合います。

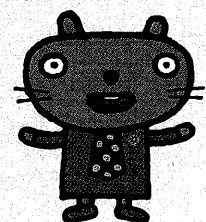
Q4 ADIR法による法務大臣の認証取得によって、 どんなことが変わったのですか？

- ▶ 認証取得により、あっせん・仲裁手続きに次のような新たな効果が生まれました。
- ・ 申立によって一定の場合に時効中断効（消滅時効の進行が停止すること）が認められます。
- ・ 地代の増減額・離婚などの一定の事件については、申立をすれば、仮に話し合いによる解決ができなかった場合でも、別個に裁判所の調停手続を経ることなく、訴訟を提起することができます。

Q5 申込みはどのようにするのでしょうか？

- ▶ 簡単な申立書をセンターに提出していただきます。申立の方法は電話でお尋ねください。申立書の記載方法・提出書類・手数料などのご案内をいたします。

愛知県弁護士会 052-203-1777
同（西三河支部） 0564-54-9449



紛争

紛争解決センター受付

申立手数料10,500円
(申立人のみ)
申立書等提出

あっせん・仲裁人はベテラン弁護士や専門家等が中心となっています。

あっせん・仲裁人を選びます

相手方へ通知して出席を呼びかけます

申立から1回目の期日はおおよそ1ヶ月かかります

あっせん・仲裁のための期日

相手方がどうしても期日に出席しない場合は手続きを進められません
相手の方も、とにかく申立人の言い分を聞いてみようというお気遣いな気持ちで是非ご出席下さい。

仲裁の合意

仲裁判断

仲裁判断は裁判所の判決と同じ効力があり、仲裁判断書で強制執行もできます(ただし、執行決定が必要です)。

仲裁判断書

成立手数料
(申立人・相手方双方)
※詳しくは裏面をご覧ください。

和解契約書

あっせん・仲裁人が立会人となり、申立人・相手方双方の署名・押印を得て和解契約書を作成します。

和解不成立

和解成立

愛知県弁護士会ホームページ
(<http://www.aibcn.jp/>)には、紛争解決センターの分かりやすいご利用案内を掲載しています。

トップページ→
弁護士に相談したい→紛争解決センター



あっせん・仲裁の費用は？

申立手数料 ● 申立人 10,500円

あっせん・仲裁申立時に支払っていただきます。特別の事情がある場合は減額または免除されることがあります。相手方が1回も出席しないまま手続きが終了したときは半額が返還されます。

成立手数料 ● 申立人・相手方 双方で負担

仲裁判断がなされた場合または和解が成立した場合に、仲裁判断書・和解契約書に示された解決額を基準として次の割合により、成立手数料を算定し、これを申立人と相手方で按分して支払っていただきます。申立人と相手方の負担割合は、あっせん・仲裁人が決めます。(別途消費費納が必要です)

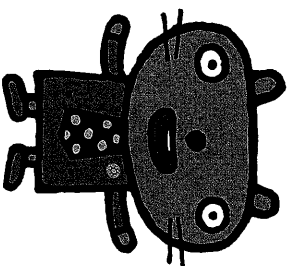
解決額	割合
100万円までの場合	8%×0.8
100万円を超え200万円までの場合	(5%+3万円)×0.8
200万円を超え500万円までの場合	(3%+7万円)×0.8
500万円を超え5,000万円までの場合	(2%+12万円)×0.8
5,000万円を超え1億円までの場合	(1%+62万円)×0.8
1億円を超える場合	(0.5%+112万円)×0.8

※千円未満は切り捨てる

※なお、特別の事情があるときは減額又は免除されることもありますので、あっせん・仲裁人にご相談下さい。

成立手数料早見表 (双方で負担する合計額)

解決額	成立手数料額
10万円	6,300円
30万円	19,950円
50万円	33,600円
100万円	67,200円
300万円	134,400円
500万円	184,800円
700万円	218,400円
1,000万円	268,800円
5,000万円	940,800円
1億円	1,360,800円



(2008年5月現在)

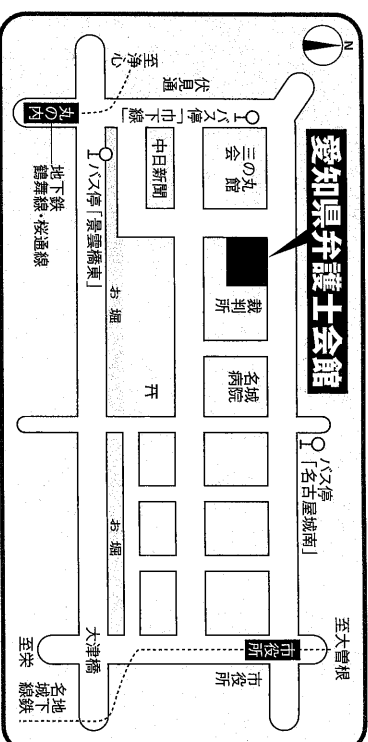
お問い合わせは

愛知県弁護士会 紛争解決センター

名古屋市中区三の丸一丁目4番2号 愛知県弁護士会館2F

8052(203)1777

受付時間 AM10:00～PM4:00(月～金)



●地下鉄 名城線「市役所」下車 西へ徒歩10分 ●地下鉄 豊橋線・桜通線「丸の内」下車 北へ徒歩10分

愛知県弁護士会 紛争解決センター 西三河支部

岡崎市竜美二丁目1番12 やすらぎビル1F

80564(54)9449(代)

受付時間 AM10:00～PM4:00(月～金)

